

水戸市障害者に対する合理的配慮支援補助金 Q & A

Q 1 具体的に、どのようなものが対象となりますか

A 1 不特定多数の方を、いわゆる「お客さま」と捉え、飲食、物販、医療、その他のサービス等を行っている事業者において、特に障害のある人がサービスの提供を受けやすくするために必要な、物品の購入、ツールの作成、工事の施工等を対象としております。

詳しくは別表に掲げる具体例をご参照ください。

別表に例示のないものであっても、補助対象とする場合がございますので、申請前にご相談ください。

Q 2 申請時に、すでに、物品の注文や工事の発注をしている場合は、対象となりますか

A 2 着手前であれば助成対象となります。

なお、着手日とは、物品の購入であれば納品日、工事の施工であれば杭打ちの日等としておりますので、着手日が申請日以降であれば問題ありません。

Q 3 個人事業者ですが、対象となりますか

A 3 個人事業者やNPO（非営利団体）等でも対象となります。

助成対象者の要件として、水戸市内において不特定多数の方へサービスを提供し、水戸市内に事務所又は事業所等を有する事業者としておりますので、これらの規定を満たしていれば対象となります。

Q 4 これから事業所を開設し、事業を開始する予定ですが、対象となりますか

A 3 年度内（3月31日）までに事業を開始し、補助金の対象となる事業（作成・購入・施工）が完了するのであれば、対象となります。

Q 5 工事の施工等について、分割払いを考えていますが、対象となりますか

A 5 分割払いであっても対象となります。

実績報告書の添付書類として、領収書（の写し）の提出が必要です。

全額の支払いを完了させて実績報告書を提出し、補助金額を確定させ、補助金を請求する段階までを、年度内（3月31日まで）に済ませる必要がありますので、ご注意ください。

Q 6 複数回申請することは、可能ですか

A 6 同じ年度内において、同一事業者が複数回の申請を行うことはできません。

ただし、本制度は、3つの区分（コミュニケーションツール（以下「意思疎通支援用品」といいます。）の購入費・作成費、利用環境の整備を目的とする物品購入費・工事施工費、障害のある方の読み書きを補助する用品）があり、各区分につき同じ年度内で1回ずつの申請が可能です。

Q 7 例えば筆談ボードを複数購入する場合、全て対象となりますか

A 7 複数の購入を予定している場合でも対象となります。

1件（1回）の申請時に、その内容を記載した上で、申請してください。

また、補助区分ごとの限度額は、増額されません。

申請そのものは、同じ補助区分、同じ年度内において1件（1回）のみですので、ご注意ください。

Q 8 補助を受けた後において、利用状況の報告書などの提出は、必要ですか

A 8 補助完了後については、報告書の提出などは、義務としておりません。

ただし、助成対象となった物品等が、本制度の目的に反して使用されているような疑義が生じた場合には、報告書の提出を求めたり、実地検査などを行ったりする場合がありますので、目的に沿った利用に努めてください。

また、制度の周知や啓発のための広報に際して、使用例として写真の撮影などのご協力を依頼する場合も考えられますので、その際はご協力をお願いいたします。

Q 9 事業が年度内に終わらなかった場合は、どうなりますか

A 9 年度内の予算で補助を行うため、交付決定が取り消しとなる場合があります。ご注意ください。

Q 10 申請すれば、必ず補助対象となりますか

A 10 予算の範囲内で補助を行うものなので、年度内の申請件数や金額が予算を超過した場合は、補助できない場合もあります。その場合は、ご理解くださるようお願いいたします。

また、申請内容によっては、補助の対象にできない場合もありますので、申請前にご相談ください。

別表

補助対象経費	摘要	補助率	補助金の上限額
意思疎通支援用品の購入・作成	・筆談ボード ・点字で作成したメニュー ・チラシの音訳 ・コミュニケーション支援ボード など	100%	50,000 円
利用環境整備を目的とした用品の購入及び工事の施工	・折り畳み式スロープ ・スロープ設置 ・点字ブロック等の敷設 など	50%	100,000 円
障害のある方の読み書きを補助する用品	・拡大読書器 など		

【お問い合わせ先】

〒310-8610

水戸市中央1-4-1

水戸市保健福祉部障害福祉課

電話：029-232-9173

FAX：029-221-4447